

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	標津町 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標津町は本事務に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシーの権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

標津町長

公表日

令和7年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報の管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に用いる。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種に関する事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	健康かるて、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表項番14、126 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条8号、別表項番14、126 ・情報照会:別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の5、6、7、第13条の1、2 ・情報提供:別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉センター
②所属長の役職名	保健福祉センター次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標津町役場総務課 0153-82-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標津町役場総務課 0153-82-2131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーとの暇付けには人手を介在させる作業はない。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う従事者にセキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 1②事務の概要		追加 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う ③予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	事後	
令和4年3月8日	I 1③システムの名称		追加 ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和4年3月8日	I 3個人番号の利用		追加 3 番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システム を用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月8日	II ①いつの時点の計数か	令和3年2月19日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月8日	IV 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託、リスクへの対応は十分である	事後	
令和4年3月8日	IV 特定個人情報の提供・移転	委託しない	委託、リスクへの対応は十分である	事後	
令和4年3月18日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表第1項第93の2 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	1 番号法第9条第1項、別表第一10項、83の2項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和4年3月18日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二 項番115の2	・番号法別表第二 項番115の2 ・情報照会：番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項 ・情報提供：番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事後	
令和7年3月11日	I 1②事務の概要	・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種情報の管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事項に用いる。 ①新型コロナウイルス等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種に関する事務。 ②新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種情報の管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事項に用いる。 ①新型コロナウイルス等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種に関する事務。 ②新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	事後	
令和7年3月11日	I 1③システムの名称	健康からて、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康からて、団体系統宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年3月11日	I 3法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表第1項第93の2 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 3 番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1 番号法第9条第1項、別表項番14、126 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	
令和7年3月11日	I 4②法令上の根拠	・番号法別表第二 項番115の2 ・情報照会：番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項 ・情報提供：番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	・番号法第19条第8号、別表項番14、126 ・情報照会：別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の5、6、7、第13条の1、2 ・情報提供：別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和7年3月11日	II ①いつの時点の計数か	令和4年2月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年3月11日	IV 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託、リスクへの対応は十分である	委託しない	事後	